

判決に対する声明

本日言い渡された東京地方裁判所の判決は、日本教職員組合主催の教育研究全国集会の社会的意義を確認し、被告プリンスホテルによる会場利用契約破棄の違法性やホームページ等による名誉毀損を強く断罪し、77 単位組合および1,889 名の参加組合員個人からの請求や謝罪広告の掲載も含めて、日本教職員組合の請求内容を全面的に認めた判断である。

日本教職員組合は、教職員による教育研究活動の重要性と集会の自由の保障を明確に認めた判決として、高く評価する。

子どもの貧困、教育格差などをはじめとする今日的な教育課題が山積するなかで、私たち教職員や教育関係者が全国から一堂に集い、様々な視点から自主的な教育研究活動を深め、真剣に討議する教育研究集会を開催する意義はますます大きくなっている。ところが、被告プリンスホテルは、会場利用契約の一方的な破棄を主張したうえ、会場使用を認めた3回に及ぶ裁判所の仮処分に関する決定にも従わず、教育研究全国集会全体会を中止に追い込んだ。今回、東京地方裁判所が、裁判所の仮処分決定にも従わない被告プリンスホテルの行動に対し、司法制度を否定する許し難い行為と断じたのは当然のことである。

私たち日本教職員組合は、今後も、組合活動の大きな柱である教育研究全国集会を中心に、教職員による教育研究活動をより一層充実させるためにさらに努力を続け、教育現場で子どもたちの最善の利益を図るために、保護者や地域の方々、すべての教育関係者と手を携えて困難な教育課題に真摯に取り組んでいくことを、改めて誓う次第である。

この間、連合および各構成組織をはじめ、多くの皆様方から温かいご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

2009年7月28日

日本教職員組合

中央執行委員長 中 村 讓